

14

観覧席及び客席 (以下「観覧席等」という) 並びに舞台

整備の基本的な考え方

- 利用者の利用に供する客席及び舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客席を一定数以上整備するとともに、舞台への移動経路を確保する。
- 客席の計画にあたっては、高齢者や障害者等が友人や家族とともに利用できるように配慮する。
- 客席は、避難出入口が円滑に利用できる位置とし、利用者が客席を選択できるよう配慮する。
- 聴覚障害者のための集団補聴装置、字幕等について配慮する。

整備基準		解説	望ましい水準
(1) 別表第1の1、2、4及び11(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、固定式の観覧席等を設ける場合は、観覧席等の数が500席以下のものにあつては2席以上の、500席を超えるものにあつては席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の車いすで利用できる席(以下「車いす使用者用席」という。)を設けること。		<ul style="list-style-type: none"> ●「総客席数」「車いす使用者用客席数」には、固定式客席数のほか可動式客席数を含む。 ●最低限必要な車いす使用者用席の客席数は、次のとおりである。 500席までの場合は2席以上 501席以上の場合は席数×200分の1席以上 ●「別表第1の1、2、4及び11(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、社会福祉施設、教育文化施設、劇場等、展示場、体育館等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的施設において客席及び舞台を設置する場合にあつては、14の項に定める構造とすること。 ○取外しができる客席を設け様々な状況に対応できるようにすること。 ○親子席ブース等を設置すること。 ○車いす使用者用客席は車いす使用者の視線を確保するなど観覧しやすい位置に設けること。 ○車いす使用者用席は、次のとおり設けること。 200室以下→1/50以上。 200室超→(1/100+2)以上。
ア 席の広さ	1席当たりの幅は90cm以上、奥行きは140cm以上とすること。	●車いすのJIS規格における最大幅(全幅70cm、全長120cm)に余裕幅を加えたものであるが、可動式の席に車いす使用者用客席を設ける場合は、この限りでない。	
イ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いす使用者の通行の支障とならないよう配慮すること。	
ウ 設置場所	設置する場所は、出入口から近接し、段差なく到達できる場所とすること。		
エ 席までの通路	車いす使用者用席に至る通路は、車いす使用者とその他の利用者のすれ違いができる幅員を確保すること。	●原則として、4(1)に定める構造とすること。	
(2) 障害者、高齢者等が円滑に客席又は舞台まで口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者等が容易に舞台に上がれるよう、傾斜路や車いす使用者用特殊構造昇降機の設置等により経路を確保すること。 ●舞台に上がる経路には、転落防止措置を講ずること。 ●楽屋においても障害者等の利用に配慮し、楽屋と舞台の円滑な経路を確保すること。 	

□観覧席等及び舞台の整備例

